○東北地方整備局告示第二百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二日から二週間東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二日

東北地方整備局長　津田　修一

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　十三号

三　指定する道路の部分

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
米沢市窪田町小瀬字大明神五七三番一から同市窪田町小瀬字鎌倉下五六〇番二まで	前	四三・六五～二六〇・六八メートル	〇・五六六キロメートル
	後	三三・五〇～一八三・八〇メートル	〇・五六六キロメートル

四　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百二十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二日

東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
米沢市窪田町小瀬字江中子六八七番一から同市窪田町小瀬字鎌倉下五六〇番二まで	前	一二・一〇～三〇二・五五メートル	一九・〇〇六キロメートル
	後	六・六〇～三〇二・五五メートル	一九・〇〇六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二日　東北地方整備局長　津田　修一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十三号　米沢市窪田町小瀬字江中子六八七番一から同市窪田町小瀬字鎌倉下五六〇番二まで　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十一月四日十五時

○東北地方整備局告示第二百二十八号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二日

東北地方整備局長　津田　修一

(一)　路線名　東北中央自動車道相馬尾花沢線

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福島県福島市飯坂町中野字杭甲山国有林一〇四林班ろ一小班から山形県米沢市窪田町小瀬字江中子六七五番一まで	前	一二・一〇～三〇二・五五メートル	一九・〇〇六キロメートル
	後	六・六〇～三〇二・五五メートル	一九・〇〇六キロメートル

(三)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百二十九号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二日　東北地方整備局長　津田　修一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

東北中央自動車道相馬尾花沢線　福島県福島市飯坂町中野字杭甲山国有林一〇四林班ろ一小班から山形県米沢市窪田町小瀬字江中子六七五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十一月四日十五時

○東北地方整備局告示第二百三十号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二日　東北地方整備局長　津田　修一

(一)　路線名　東北中央自動車道相馬尾花沢線

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福島市笹谷字下横堀一七番四から同市飯坂町中野字杭甲山国有林一〇四林班ろ一小班まで	前	一一・五〇～三四〇・〇〇メートル	一七・一〇〇キロメートル
	後	一一・五〇～三四四・三〇〇メートル	一七・一〇〇キロメートル

(三)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百三十一号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二日　東北地方整備局長　津田　修一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

東北中央自動車道相馬尾花沢線　福島市笹谷字横堀一七番四から同市飯坂町中野字杭甲山国有林一〇四林班ろ一小班まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十一月四日十五時

○関東地方整備局告示第二百六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二日　関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宇都宮市雀の宮二丁目七六三番一から同市宮の内二丁目一八四番二まで	前	一一・一六～一五・六二メートル	〇・七四六キロメートル
	後	一三・六三～二二・〇一メートル	〇・七四六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所